

## 労働者派遣法第30条の4第1項の規定に基づく労使協定

株式会社エンジニアパートナーと株式会社エンジニアパートナーの労働者の過半数代表は、労働者派遣法第30条の4第1項の規定に関し、次のとおり協定する。

(対象となる派遣労働者の範囲) ←第1号「適用される派遣労働者の範囲」+第6号「その他厚生労働省令で定める事項」の一部

第1条 本協定は、派遣先で設計施工管理(建築・土木、機械・電気技術者)、安全衛生管理、生産関連事務従事者、製品検査(金属)、事務用機器操作、製図工(CADオペレーター)等各業務に従事する従業員(以下「対象従業員」という。)に適用する。

### 第2条

- 2 対象従業員については、派遣先が変更される頻度が高いことから、中長期的なキャリア形成を行い所得の不安定化を防ぐ等のため、本労使協定の対象とする。
- 3 株式会社エンジニアパートナーは、対象従業員について、一の労働契約の契約期間中に、特段の事情がない限り、本協定の適用を除外しないものとする。

(賃金の構成)

第2条 対象従業員の賃金は、基本給、調整手当、時間外労働手当、深夜・休日労働手当、通勤手当とする。

(賃金の決定方法) ←第2号イ「賃金の決定方法」

第3条 対象従業員の基本給の比較対象となる「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」は、次の各号に掲げる条件を満たした別表1の「2」のとおりとする。

- (1) 比較対象となる同種の業務に従事する一般の労働者の職種は、「令和4年8月26日職発0826第1号「令和5年度の「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」第30条の4第1項第2号イに定める「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」等について」(以下「通達」という。)に定める「令和3年賃金構造基本統計調査による職種別平均賃金(時給換算)」(厚生労働省)の「建築技術者(1091)」、「土木技術者(1092)」、「その他一般事務従事者(1259)」、「生産関連事務従事者(1271)」、「製品検査従事者(金属)(1561)」、「製図その他生産関連・生産類似作業従事者(1592)」、「事務用機器操作員(1311)」とする。
- (2) 通勤手当については、基本給とは分離し、第6条のとおりとする。
- (3) 地域調整については、神奈川、千葉、茨城、愛知、大阪等と派遣先就業地が多岐にわたるためその中で一番指数が高い神奈川の地域指数を基準とする。但し、派遣先事業所が東京の場合、東京の地域指数を用いる。
- (4) 対象従業員に対して、別表1の一般基本給・賞与等の額の5%の額を局長通知第3条の4に基づく

合算と比較する。

別表2

第4条 対象従業員の基本給は、次の各号に掲げる条件を満たした別表2のとおりとする。

- (1) 別表1の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と同額以上であること。
- (2) 別表2の各等級の職務と別表1の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額との対応関係は次のとおりとすること。

(なおCADオペレーターは上限をDランクまでとする)

Sランク:10年

Aランク:5年

Bランク:3年

Cランク:2年

Dランク:1年

Eランク:0.5年

Fランク:0年

※ 職務給において職務の等級と基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値とを対応させて比較する場合の一例

2 株式会社エンジニアパートナーは、第8条の規定による対象従業員の勤務評価の結果、同じ職務の内容であったとしても、その経験の蓄積・能力の向上があると認められた場合には、基本給額の1～3%の範囲で能力手当を支払うこととする。

第5条 対象従業員の時間外労働手当、深夜・休日労働手当は、就業規則(技術社員)第27条及び同じく(契約社員)第21条(2)に準じて、法律の定めにしたがって支給する。

第6条 対象従業員の通勤手当は、通勤に要する実費に相当する額を支給する。

(賃金の決定に当たっての評価) ←第3号「賃金の決定に当たっての評価」

第7条 勤務評価の方法は就業規則(技術社員)第26条に定める方法を準用し、年1回4月時にその評価結果に基づき、昇給を決定する。

別表2

(賃金以外の待遇) ←第4号「賃金以外の待遇」

第8条 教育訓練(次条に定めるものを除く。)、福利厚生その他の賃金以外の待遇については正社員と同一とし、就業規則(技術社員)第117条から第121条までの規定を準用する。

(教育訓練) ←第5号「教育訓練」

第9条 労働者派遣法第30条の2に規定する教育訓練については、労働者派遣法に基づき別途定める「株式会社エンジニアパートナー教育訓練実施計画」にしたがって、着実に実施する。

(その他)

第12条 本協定に定めのない事項については、別途、労使で誠実に協議する。

(有効期間) ←第6号「その他厚生労働省令で定める事項」

第13条 本協定の有効期間は、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの1年間とする。

令和5年3月31日

株式会社エンジニアパートナー 代表取締役 田中信介 印



株式会社エンジニアパートナー労働者の過半数代表 ソナム デチェン 印

